

## JNSAサイバーセキュリティ産学連携推進協議会 会則

### 第1条(名称)

本協議会は、サイバーセキュリティ産学連携推進協議会という。ただし、英文表記はIndustry-Academia Collaboration Council for Cybersecurity(略称IAC<sup>3</sup>)とする。

### 第2条(事務所)

本協議会は、主たる事務所をJNSA事務局に置く。

### 第3条(目的)

本協議会は、サイバーセキュリティに関係する産学の連携を図ることで、効果的な研究・開発・人材育成を支援し、わが国のサイバーセキュリティ向上に寄与することを目的とする。

### 第4条(事業)

本協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. サイバーセキュリティに関する情報交換
2. サイバーセキュリティ分野の産学協力関係の構築、および課題の収集、解決に向けた活動
3. 我が国のサイバーセキュリティと関連事業の発展に資する共同研究・共同開発の支援
4. サイバーセキュリティ分野の共同研究・開発活動
5. シンポジウム・サロン等のイベント開催による会員間の交流促進および対外的な情報発信
6. サイバーセキュリティ分野における研究動向、産業動向、政策動向の調査研究
7. サイバーセキュリティ分野の産学連携を通じた人材育成

### 第5条(運営)

本協議会の運営に関して、運営委員会(ステアリングコミッティ)を組織する。運営委員会のメンバーは本協議会会員の互選により選出された者で構成する。運営委員会は、本協議会活動を管理し運営する組織であり、活動内容ごとにワーキンググループ等を設置することができる。

### 第6条(会員)

本協議会の会員は、次の4種とする。

1. 企業会員  
サイバーセキュリティに関する事業を実施しており、本協議会の活動趣旨に賛同するJNSA会員であること
2. 学会会員  
原則として公的機関・任意団体および大学、高等専門学校、専門学校等の関係者であり、本協議会の趣旨に賛同する者で、運営委員会が認めたもの
3. 招聘会員  
優れた学術的成果を有し、前項1,2の資格付与が困難な者で、運営委員会が特に招聘したもの
4. オブザーバ  
会員以外に、必要に応じて、オブザーバの参加を認めることがある。この決定は運営委員会の判断による。

#### 第7条(資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. 会員である団体が消滅したとき。
3. 運営委員会の決議により除名されたとき。

#### 第8条(代表)

本協議会に代表を置き、体外的な代表として、その業務を総理する。代表の選任は会員の互選とする。

#### 第9条(幹事)

本協議会に幹事数名を置き、代表の業務を補佐する。幹事の選任は会員の互選とする。

#### 第10条(顧問)

本協議会に顧問を置き、運営委員会および本協議会に助言をする。顧問の選任は運営委員会が行うこととする。

2022年7月22日

改訂：2022年10月12日、2023年7月21日